

## Client Alert - Financial Sector

2022年11月号 (Vol.3)

1. はじめに
2. 全般
3. 銀行（銀行代理）・貸金
4. 保険
5. 証券（一種、二種、金融仲介）
6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）
7. バンキング、ストラクチャードファイナンス
8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業
9. クレジットカード（割販法）
10. データ・セキュリティ
11. サステナビリティ

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2022年11月号 (Vol.3) を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

### 2. 全般

#### (1) 第50回金融審議会総会・第38回金融分科会合同会合の開催

金融庁は、2022年9月30日、第50回金融審議会総会・第38回金融分科会合同会合を開催しました<sup>1</sup>。同会合においては、鈴木俊一金融担当大臣から以下の事項が同審議会に諮問され、それぞれについて事務局から補足説明が行われたのち、討議が行われました。

<sup>1</sup> 議事次第は [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/2022\\_0930.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/2022_0930.html)、議事録は [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/gijiroku/2022\\_0930.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/gijiroku/2022_0930.html) をそれぞれご参照ください。

## Client Alert - Financial Sector

## 第 50 回金融審議会総会・第 38 回金融分科会合同会合 諮問事項

## ○ 安定的な資産形成に関する検討

我が国の家計の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。

(補足説明の概要)<sup>2</sup>

- ✓ 2022 年 6 月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」<sup>3</sup>と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」<sup>4</sup>にて言及された総合的な「資産所得倍増プラン」を、本年末に策定する。
- ✓ その一環として、以下の事項について幅広い検討を行う。
  - ・ 顧客本位の業務運営
  - ・ 金融経済教育

## ○ 事業性に着目した融資を促進するための制度や実務のあり方に関する検討

スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと。

(補足説明の概要)<sup>2</sup>

- ✓ 不動産担保、個人補償に過度に依存しない融資、言い換えれば企業の事業性に着目した融資実務の構築を図るべく、新たに事業成長担保権（仮称）に係る担保制度について検討する。
- ✓ 具体的には、無形資産を含む事業全体を担保の対象にすることを可能とし、事業価値の維持・向上に資する者、例えば商取引先、あるいは従業員、さらには再生局面の貸手といったものを十分に保護することで、無形資産を含む事業の将来性に着目した融資を促進し、融資先のモニタリングや経営改善支援を金融機関が実施することを促進していくことを目指す。

今後、諮問として挙げられたトピックに関する検討が進められていくことになりま  
すので、一層の注目が向けられます。

(以上、2. 第 50 回金融審議会総会・第 38 回金融分科会合同会合の開催について)

パートナー 宮田 俊  
☎ 03-6266-8732  
✉ [suguru.miyata@mhm-global.com](mailto:suguru.miyata@mhm-global.com)  
アソシエイト 平川 諒太郎  
☎ 03-5223-7712  
✉ [ryotaro.hirakawa@mhm-global.com](mailto:ryotaro.hirakawa@mhm-global.com)

<sup>2</sup> 同会合・資料 1 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/2022\\_0930/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/2022_0930/1.pdf)) をご参照ください。

<sup>3</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html>

<sup>4</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)

## Client Alert - Financial Sector

## 3. 銀行（銀行代理）・貸金

## (1) 経営者保証に関する監督指針の改正

金融庁は、2022年11月1日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について』を公表しました<sup>5</sup>。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）において「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめる」とされており、当該施策の一つとして、経営者等<sup>6</sup>との間で保証契約を締結する場合には、主債務者及び保証人に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証契約が必要になる理由及びどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを説明すること、当該説明した旨を確認すること、その結果等を書面又は電磁的方法で記録すること等の体制を設けることを提案しています。

（以上、3. 銀行（銀行代理）・貸金について）

カウンセラー 湯川 昌紀  
☎ 03-6266-8764  
✉ [masaki.yukawa@mhm-global.com](mailto:masaki.yukawa@mhm-global.com)

## 4. 保険

## (1) 2022年保険モニタリングレポートの公表

金融庁は、2022年9月30日、保険行政の透明性を高めつつ、各保険会社と課題認識等を共有しながらPDCAサイクルをより強く意識した行政運営を行っていくことを目的として、2021事務年度のモニタリングの結果等について、「2022年保険モニタリングレポート」として取りまとめ、公表しました<sup>7</sup>。

金融庁が認識している諸課題の項目は基本的に昨年の保険モニタリングレポートと変わっておらず、持続可能なビジネスモデルの構築、グループガバナンスの高度化、自然災害の激甚化への対応、財務の健全性の確保、AML/CFT、顧客本位の業務運営、少額短期保険業者の態勢整備について、アップデートされた内容が取りまとめられています。特に顧客本位の業務運営については、節税保険などの新たなトピックに加え、良い取組事例や改善を要する事例が紹介されています。

<sup>5</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221101/20221101.html>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のほか、主要行等向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針及び漁協系統信用事業における総合的な監督指針についても同様の改正が提案されています。

<sup>6</sup> 「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aでは、代表者のほか、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、経営者と共に事業に従事する当該経営者の配偶者及び経営者の健康上の理由のため保証人となる事業承継予定者等が含まれるとされています。

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220930/20220930.html>

## Client Alert - Financial Sector

(以上、4. 保険について)

パートナー 吉田 和央  
☎ 03-6266-8735  
✉ [kazuo.yoshida@mhm-global.com](mailto:kazuo.yoshida@mhm-global.com)  
アソシエイト 福島 邦真  
☎ 03-5293-4930  
✉ [kunimasa.fukushima@mhm-global.com](mailto:kunimasa.fukushima@mhm-global.com)

## 5. 証券（一種、二種、金融仲介）

### (1) 金融審議会「顧客本位タスクフォース」の設置及び開催

2022年9月12日に開催された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第20回会合において、市場制度ワーキング・グループ中間整理における提言を踏まえ、「資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシーの向上について、具体策を専門的に検討する」ため、同ワーキング・グループの下部組織として「顧客本位タスクフォース」が設置されました<sup>8</sup>。

同タスクフォースの第1回会合は同月26日に開催され、本稿執筆時点において計4回の会合が開催されています<sup>9</sup>。

同タスクフォースは「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定（2017年3月30日）以降における顧客本位の業務運営の進捗状況について総覧していますが、顧客本位の業務運営のこれまでの進捗状況については、同タスクフォースの委員から「状況が大きく改善しているとはいえずらい」<sup>10</sup>、「道半ば」<sup>11</sup>等といった厳しい評価がなされています。こうした評価を踏まえ、同タスクフォースでは顧客本位の業務運営をさらに進めていくための課題や方策として、種々の取組みとその見直しについて議論が交わされています。

また、これらに加えて、金融リテラシーの向上に向けた取組み、アセットオーナー（企業年金等）の機能発揮、資産運用業の高度化、顧客への情報提供のデジタル化等、関連する諸課題についても多岐にわたる検討が行われています。

今後、同タスクフォースから金融機関における業務運営に影響を及ぼす提言が行われることが予想され、議論の動向が注視されます。

<sup>8</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/market-system/gijiroku/20220912.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20220912.html)

<sup>9</sup> 第1回会合 議事次第： [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/siryou/20220926.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryou/20220926.html)

第2回会合 議事次第： [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/siryou/20221024.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryou/20221024.html)

第3回会合 議事次第： [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/siryou/20221107.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryou/20221107.html)

第4回会合 議事次第： [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/siryou/20221122.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryou/20221122.html)

<sup>10</sup> 同タスクフォース第1回会合議事録

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/gijiroku/20220926.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/gijiroku/20220926.html)) 渡辺委員発言。

<sup>11</sup> 同タスクフォース第1回会合議事録

([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/gijiroku/20220926.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/gijiroku/20220926.html)) 神田委員発言等。

## Client Alert - Financial Sector

## (2) 外証 TLAC 規制に係る内部 TLAC 水準調整係数の変更

金融庁は、2022年9月22日、「金融商品取引業等に関する内閣府令七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件（案）」を公表しました<sup>12</sup>。

この金融庁長官告示改正案は、外国 G-SIBs<sup>13</sup>の本邦主要子会社<sup>14</sup>に対する内部 TLAC 水準調整係数<sup>15</sup>を 90%から 75%に変更するものです。TLAC (Total Loss Absorbing Capacity) とは、グローバルに活動している金融機関が万一危機に陥った場合に、当該金融機関の債権者等に損失を負担させ、かつ、資本の再構築を行うことにより、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる各金融機関があらかじめ確保すべき「総損失吸収力」のことを指すものであり、今般の改正は、かかる総損失吸収力として求められる最低水準を引き下げるものです。

(以上、5. 証券（一種、二種、金融仲介）について)

パートナー 宮田 俊  
☎ 03-6266-8732  
✉ [suguru.miyata@mhm-global.com](mailto:suguru.miyata@mhm-global.com)  
アソシエイト 平川 諒太郎  
☎ 03-5223-7712  
✉ [ryotaro.hirakawa@mhm-global.com](mailto:ryotaro.hirakawa@mhm-global.com)

## 6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

## (1) 海外の資産運用会社等が行う第二種金融商品取引業に係る英語での登録申請書等の提出

[本ニュースレターVol.2](#)でお知らせしたとおり、金融庁は、2022年8月31日、「金融商品取引業等に関する内閣府令二条一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を

<sup>12</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20220922/20220922.html>

<sup>13</sup> G-SIBs (Global Systemically Important Banks) とは、国際合意に基づき、金融機関ごとにシステム上の重要性を評価し、リスク・アセット対比で一定水準の追加的な資本の積立が求められる金融機関のことをいいます。

<sup>14</sup> 業府令 70 条の 2 第 6 項における「親会社…が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者」として、本稿執筆時点においては、同告示に基づきゴールドマン・サックス証券株式会社及びモルガン・スタンレー MUFJ 証券株式会社の 2 社が指定されています。

<sup>15</sup> TLAC 規制においては、「主要子会社グループ」として同告示により指定された者につき、同告示が定める「内部 TLAC 額」（内部損失吸収力+資本再構成力）を同告示所定の算式により算出された「最低所用内部 TLAC 額」以上とすることが求められていますが、内部 TLAC 水準調整係数は、最低所用内部 TLAC 額の算出にあたって乗算される係数です。

## Client Alert - Financial Sector

定める件の一部を改正する件（案）」を公表し、パブリックコメント手続きを行っておりましたが、2022年10月31日、その結果が公表されました<sup>16</sup>。改正は、当初案から変更なく成立し、2022年10月31日付で公布・施行されました。

これにより、海外の資産運用会社等が行う登録申請について、①特定投資家を相手方として行う第二種金融商品取引業であって、②取り扱う有価証券が国内外の集団投資スキーム持分であり、その運用者が、申請者のグループ会社である場合に、英語での特例申請が認められることになりました。

英語での登録申請の対象は順次拡張されてきており、金融庁の拠点開設サポートオフィスに関するウェブサイト概要がまとめられています<sup>17</sup>。

## (2) 投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」等の改正

一般社団法人投資信託協会は、2022年11月11日、同協会「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました<sup>18</sup>。意見募集期間は、2022年12月12日までとされています。

当該改正案は、2021年10月に金融安定化理事会（FSB）が公表した最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」において、各国が自らの法域におけるMMFの脆弱性を評価した上で、各法域の法的枠組みに沿う形でこれらの脆弱性に対処するよう提言が行われたことを受けたものです。

具体的には、MMFの強靱性強化の観点から、MMFに関する規定をより厳格なマネー・リザーブ・ファンド（MRF）の規定に合わせる趣旨で、既存のMMFに関する規定を削除し、MRFに関する規定にMMFを含める改正案となっています。また、格付依存・規制閾値の撤廃や、流動性向上及びコンティンジェンシー・プランの策定について定める等、所要の改正を行うものとされています。

今後のスケジュールとしては、2023年1月開催予定の自主規制委員会・理事会に改正を附議することが目標とされています。その後、各社の態勢整備期間等を考慮し、理事会における実施決定から起算して6ヶ月程度の経過期間を附することが予定されています。

（以上、6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセラー 白川 剛士  
☎ 03-6266-8736  
✉ [tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com](mailto:tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com)

<sup>16</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20221031/20221031.html>

<sup>17</sup> <https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

<sup>18</sup> <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22450/>

## Client Alert - Financial Sector

## 7. バンキング、ストラクチャードファイナンス

## (1) 金融審議会における事業成長担保権の議論状況

2022年11月2日、金融庁の金融審議会において「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」（以下「本WG」といいます。）の初会合が開催され<sup>19</sup>、いわゆる事業成長担保権について議論が行われました。同月11日には第2回が開催されています<sup>20</sup>。事業担保制度・事業担保権については、前回（2022年9月）発行の[本ニュースレターVol.2](#)でお伝えしたとおり、法務省の法制審議会担保法制部会でも議論が行われていますが、2022年6月7日閣議決定（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画）<sup>21</sup>を受けた9月30日の金融審議会総会（上記2.（1）をご参照ください。）<sup>22</sup>において、「スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと」が諮問事項とされた結果として、本WGが設置されるに至っています。したがって、本WGにおいては、これまでの法制審議会担保法制部会における議論の蓄積等を踏まえつつ、事業成長担保権について集中的に議論することが想定されています。

本WGでは、事業成長担保制度の下で期待される融資実務のあり方に加え、事業成長担保制度における主要な論点が議論されています。本稿執筆時点では本WGの議事録は公表されていませんが、部会資料<sup>23</sup>としては、多くの各論的論点について一定の方向性が打ち出されている点が注目されます。例えば、①事業成長担保権設定者に将来属する財産についても、担保権設定時に対抗要件を具備できる、②事業成長担保権者は経営者等の個人保証契約に係る権利行使に一定の制限を受ける、③事業成長担保権設定者による権限外の取引が行われた場合（通常の事業活動の範囲外かつ、事業成長担保権者の同意もない場合）、善意の第三者は保護される、といった設定・実行前の効力に関する論点のほか、裁判上の実行手続きの設計や、事業成長担保権の各倒産手続きにおける位置づけについても、一定の整理が試みられています。これらの論点及び現時点で未整理の論点についても、今後急ピッチで検討が進められることが予想されますので、今後の本WGの議論は引き続き注目する必要があります。

<sup>19</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/jigyoyushi\\_wg/siryou/20221102.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryou/20221102.html)

<sup>20</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/jigyoyushi\\_wg/siryou/20221111.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryou/20221111.html)

<sup>21</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)

<sup>22</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/2022\\_0930.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/2022_0930.html)

<sup>23</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/jigyoyushi\\_wg/siryou/20221111/03.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/jigyoyushi_wg/siryou/20221111/03.pdf)

## Client Alert - Financial Sector

(以上、7. バンキング、ストラクチャードファイ  
ナンスについて)

シニア・アソシエイト 久保 圭吾  
☎ 03-6266-8975  
✉ [keigo.kubo@mhm-global.com](mailto:keigo.kubo@mhm-global.com)

## 8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

### (1) 労働者に対する貸金支払において資金移動業者の利用を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令案の了承

2022年10月26日、厚生労働省の第181回労働政策審議会分科会において、労働者に対する貸金支払について厚生労働省の指定を受けた第二種資金移動業を営む資金移動業者を利用することを可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令案が了承されました<sup>24</sup>。11月中に公布され、2023年4月1日に施行される予定です。

貸金の支払いに用いることができるのは、第二種資金移動業を営んでおり、厚生労働省から指定を受けた資金移動業者になります。

厚生労働省から指定を受けるためには、①残高が100万円を超えないようにする措置、②破綻等により口座残高の受取が困難となったときに労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することができることを保証する仕組み、③不正利用に対する補償の仕組み、④入金から、原則10年間労働者が口座残高を受け取ることができるための措置、⑤1円単位での資金移動、⑥ATMを利用すること等により通貨で1円単位で引き出せること（月1回無料とすること）等の要件を満たす必要があります。

### (2) 令和4年資金決済法改正に係る内閣府令案等（資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分）の公表

金融庁は、2022年10月5日、令和4年資金決済法改正に係る内閣府令案等（資金決済法のうち前払式支払手段に係る部分）を公表しました<sup>25</sup>。

令和4年資金決済法改正では、前払式支払手段発行者が高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合には業務実施計画を財務局に届け出ることとされています（当該届出を行った前払式支払手段発行者は犯罪収益移転防止法に基づく特定事業者に含まれ、取引時確認等の義務も発生します。）。

内閣府令案では、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する場合として、①残高譲渡型前払式支払手段及び番号通知型前払式支払手段について、1件当たり10万円又は1ヶ月当たり30万円を超える場合、②金融庁長官が定めるブランドの加盟店で

<sup>24</sup> 分科会資料：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28787.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28787.html)

<sup>25</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221005/20221005.html>



## Client Alert - Financial Sector

使用が可能な第三者型前払式支払手段で 1 ヶ月当たり 30 万円を超える使用が可能な場合とすることが提案されています。

また、業務実施計画には、資金決済法に規定される未使用残高の上限額、電子情報処理組織の管理の方法のほかに、①犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するための体制、②不適切な利用及び移転を防止するための体制、③利用者の損失の補償等に関する方針、④利用者以外の者の損失の補償等に関する方針、⑤その他利用者保護及び健全かつ適切な業務運営を確保するための重要な事項を定めることが提案されています。

なお、令和 4 年資金決済法改正は、公布日である 2022 年 6 月 10 日から 1 年以内に施行されることとされています。

(以上、8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について)

カウンセル 湯川 昌紀

☎ 03-6266-8764

✉ [masaki.yukawa@mhm-global.com](mailto:masaki.yukawa@mhm-global.com)

アソシエイト 松井 春樹

☎ 03-6266-8951

✉ [haruki.matsui@mhm-global.com](mailto:haruki.matsui@mhm-global.com)

## 9. クレジットカード（割販法）

### (1) 経済産業省、国内 EC 加盟店に対する EMV-3DS (3D セキュア 2.0) の導入を義務付ける方針を提言

2022 年 10 月 11 日、経済産業省のクレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会（第 3 回）が開催されました<sup>26</sup>。

同検討会においては、EC 加盟店でのクレジットカード番号等の不正利用防止対応として、国内の全ての EC 加盟店に対して、決済の仕組みに EMV-3DS (3D セキュア 2.0) の導入を義務付ける方針が提言されました。また、将来的には、不正利用防止の対策基準の引上げやアクワイアラー等による加盟店管理における調査事項として、EC 加盟店における EMV-3DS (3D セキュア 2.0) の導入を法的義務に引き上げていくことや、当該引上げに向けて、クレジットカード・セキュリティガイドラインの改定に際しては、段階的な導入に向けた指針を示すことが期待されることも提言されています。今後については、まずイシューアード EMV-3DS (3D セキュア 2.0) の導入を完備した上で、順次 EC 加盟店でも導入を進めていくというスケジュール案が示されています。

<sup>26</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/credit\\_card\\_payment/003.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_payment/003.html)

## Client Alert - Financial Sector

(以上、9. クレジットカード（割販法）について)

カウンセラー 篠原 孝典  
☎ 03-6266-8783  
✉ [takanori.shinohara@mhm-global.com](mailto:takanori.shinohara@mhm-global.com)

## 10. データ・セキュリティ

### (1) G7 サイバー・エキスパート・グループによるランサムウェア及びサードパーティのサイバーリスクマネジメントに関する基礎的要素の公表

2022年10月、G7 サイバー・エキスパート・グループ（Cyber Expert Group）により、2つの文書が策定・公表されました<sup>27</sup>。

1つ目は「G7 Fundamental Elements of Ransomware Resilience for the Financial Sector」です。ランサムウェアの脅威に対処し、レジリエンスを確保するための複数の基本要素が列挙されています。

2つ目は「G7 Fundamental Elements for Third Party Cyber Risk Management in the Financial Sector」です。これは、金融セクターにおけるICTプロバイダを含むサードパーティのサイバーリスクマネジメントへの取組みを支援するために2018年に公表されたものの改訂版です。今回の改訂では、金融機関が自身の業務を支えるために用いるICTサプライチェーン全体に目を向けて、「サードパーティは、金融機関がサイバーリスクを特定、評価、監視、軽減し、関連するリスク管理要件を遵守することを支援すべき」という基本要素が追加されました。

いずれの文書も規範性や法的拘束力は有しておりませんが、各文書に挙げられた基本要素は、サイバーセキュリティに関わる重要なリスクを分析し、対処するために有益と考えられます。

### (2) サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0（案）に対する意見募集

経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、サイバー攻撃から企業を守るために、経営者が認識する必要がある事項及び経営者が情報セキュリティ対策を実施する上での責任者となるCISO（Chief Information Security Officer）等に指示すべき事項をまとめたサイバーセキュリティ経営ガイドラインを策定し、公表しています。

<sup>27</sup> <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20221021/contents.html>

## Client Alert - Financial Sector

昨今のサイバー攻撃の多様化・巧妙化やサプライチェーン全体を通じた対策の推進の必要性の高まりを踏まえ、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0(案)」が取りまとめられ、2022年10月26日からパブリックコメントを募集<sup>28</sup>しています。

Ver3.0(案)においては、Ver2.0において定められた「経営者が認識すべき3原則」と「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」の基本的な構成は維持しつつ、最近の状況への認識と対策の実践が可能となるような記載内容の見直しが行われています。

### (3) 「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」の公表

経済産業省と公正取引委員会は、2022年10月28日に「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」<sup>29</sup>と題する文書を公表しました。この文書は、中小企業等におけるサイバー攻撃による被害によってサプライチェーンが分断され、物資やサービスの安定供給に支障が生じることのないよう、中小企業等におけるサイバーセキュリティ対策に関する支援策や、取引先に対するサイバーセキュリティ対策の支援・要請に関する独占禁止法・下請法の考え方を整理するものです。

特に後者に関して、サプライチェーン全体のセキュリティ対策強化が重要な取組みであることに鑑み、サイバーセキュリティ対策の要請自体が直ちに問題となるものではないとしつつも、対策の実施によって取引先に生じるコスト上昇分を考慮せず一方的に対価を定める行為や、必要のない高価なセキュリティサービスの利用を要請する行為が、独占禁止法・下請法上問題となり得る旨が示されています。

### (4) ISMAP-LIU（イスマップ・エルアイユー）の運用開始

政府機関等におけるクラウドサービスの導入に当たって情報セキュリティ対策が十分に行われているサービスを調達できるよう、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）・デジタル庁・総務省・経済産業省が中心となって、2020年6月に「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（ISMAP：Information system Security Management and Assessment Program）を運営しています。

ISMAPは、国際標準等を踏まえて策定したセキュリティ基準に基づき、各基準が適切に実施されているかを第三者が監査するプロセスを経て、クラウドサービスを登録する枠組みとなっており、登録されたものはISMAPクラウドサービスリストとして公開されており、民間企業が参照することも想定されています。

2022年11月1日、ISMAPの枠組みのうち、リスクの小さな業務・情報の処理に用いるSaaSサービスを対象とする「ISMAP-LIU（ISMAP for Low Impact Use）」の運

<sup>28</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222069&Mode=0>

<sup>29</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/cyber\\_security.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/cyber_security.html)

## Client Alert - Financial Sector

用が開始されました<sup>30</sup>。現時点では運用を開始したというのみであり、具体的なサービスリスト等は公開されていませんが、今後、ISMAPと同様、民間企業においても参照し得るサービスリストの公表が期待されます。

(以上、10. データ・セキュリティについて)

シニア・アソシエイト 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ [daisuke.tsuta@mhm-global.com](mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com)

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ [kohei.shiozaki@mhm-global.com](mailto:kohei.shiozaki@mhm-global.com)

## 11. サステナビリティ

### (1) サステナビリティ開示等に関する開示府令改正案の公表

金融庁は、2022年11月7日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表し、これらについて同年12月7日をコメント期限とするパブリックコメント手続きを開始しました<sup>31</sup>。

同改正案は、同年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の提言を受け、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」等に関する制度整備等を行うものです<sup>32</sup>。

同改正案で示された制度整備の内容は、全ての上場会社・有価証券報告書提出会社の企業情報の開示実務に大きな影響を与えるものであり、かつ適用時期が迫っているため、その内容を十分に把握しておく必要があります。また、今後、パブリックコメントの募集手続きを経て、本改正案の内容が修正される可能性や実務上重要な解釈が金融庁から示される可能性があることから、注視することが肝要となります。

### (2) 「インパクト投資等に関する検討会」の設置・開催

金融庁は、2022年10月25日、「インパクト投資等に関する検討会」の設置について公表し<sup>33</sup>、その第1回会合<sup>34</sup>が同月28日に、第2回会合<sup>35</sup>が同年11月11日にそれぞれ開催されました。

<sup>30</sup> デジタル庁のプレスリリース

<https://www.digital.go.jp/news/76af2f66-c63c-43ef-aa2d-90ab018d5a6c/>

<sup>31</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221107/20221107.html>

<sup>32</sup> 同改正案の詳細については、当事務所のニュースレター

(<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065513/20221114-015507.pdf>) においても解説しておりますので、ご参照ください。

<sup>33</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221025.html>

<sup>34</sup> <https://www.fsa.go.jp/singi/impact/siryoku/20221028.html>

<sup>35</sup> <https://www.fsa.go.jp/singi/impact/siryoku/20221111.html>

## Client Alert - Financial Sector

同検討会は、環境・社会的な効果（「インパクト」）の創出を意図する「インパクト投資等」について、その国内外における動向及び事例を参照しつつ、金融機関や投資家がインパクト投資等の取り組みを行う際に有用な実務的な留意点等も含め、社会・環境課題の解決やスタートアップを含む新たな事業の創出に資するインパクト投資等の拡大に向けた方策について議論を行うために設置されたものとされています。

その第1回会合においては、「投資収益と社会的効果の関係性」・「投資や開示を進める実務的な知見」の2つの課題を例示した上で、以下のような検討内容案が示されており、第2回会合ではインパクト投資に携わる各プレーヤーによる取り組みの紹介等が行われています。

- ① 収益との両立を含むインパクト投資の基本的な考え方と類型を整理
- ② インパクト投資の代表的な分野や先事例の整理
- ③ インパクト投資にかかわる実務的な指針の整理及びそれらの指針を実施し実務上の知見を蓄積する仕組みの検討
- ④ 更なる課題や政府等がさらに対応を進めることが有益な事項の検討

今後、同検討会からインパクト投資等の拡大に向けた重要な提言が行われることも予想され、議論の動向が注視されます。

### (3) 「脱炭素等に向けた金融機関の取組みに関する検討会」の設置・開催

金融庁は、2022年10月7日、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」の設置について公表し<sup>36</sup>、その第1回会合<sup>37</sup>が同月13日に開催されました。

同検討会は、2050年カーボンニュートラルと整合的な、科学的な根拠に基づく移行計画のあり方等に関する大手金融機関等による国際的な議論や、地域全体の戦略やサプライチェーンの動向も踏まえながら省エネや脱炭素等について創意工夫を図る、金融機関の地域における取組事例等の国内外の動向・事例を参照しつつ、金融機関が脱炭素に向けた取り組みを行う際に有用な留意点等も含む、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策に関する議論を行うために設置されたものとされています。

この第1回会合においては、共有・議論すべき論点の一例として以下の点が挙げられたほか、様々な属性の金融機関から、脱炭素に向けた取組みが紹介されました。

#### ① トランジション等に係る国際的な動向・事例

- ・ ネットゼロに係る国際的な金融機関等によるイニシアティブ（NZBA、GFANZ等）の議論の動向
- ・ 金融機関等に止まらない研究機関等による「科学的に整合的」な削減経路の見える化に向けた議論の状況
- ・ 上記のような金融・産業による目標設定のあり方に係る議論を踏まえた、実際

<sup>36</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221007.html>

<sup>37</sup> <https://www.fsa.go.jp/singi/decarbonization/siryoku/20221013.html>

## Client Alert - Financial Sector

<p>の金融機関・企業による協働の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COP27（11月・エジプト）も踏まえた最新の状況</li> </ul>
<p>② 地域における脱炭素等の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域金融機関・企業が直面する課題や、こうした課題解決に資する参考事例</li> <li>・ 地域金融機関に期待される役割や地域企業との対話のあり方、具体的ステップ</li> <li>・ 地域における脱炭素等に向けた官民の連携のあり方</li> </ul>
<p>③ 今後の対応に向けた議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関が脱炭素に向けて行う考え方、有用な留意点、取組事例</li> <li>・ 金融機関の属性（規模・特性）も踏まえた企業との対話のあり方</li> </ul>

同検討会においては、現時点ではまだ検討の方向性について討議されたにとどまりますが、今後、金融機関における脱炭素に関する重要な提言が行われることも予想され、議論の動向が注視されます。

#### (4) TCFD コンソーシアムによる「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0 (TCFD ガイダンス 3.0)」の公表

TCFD コンソーシアムは、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース; Task Force on Climate-related Financial Disclosures) が公表した TCFD 提言 (Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の解説書として、2022年10月5日に「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0(TCFD ガイダンス 3.0)」を公表しました<sup>38</sup>。

これは、経済産業省が公表した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス (TCFD ガイダンス)」を TCFD コンソーシアム継承する形で改訂した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 2.0 (TCFD ガイダンス 2.0)」<sup>39</sup>に対して、気候関連情報開示に関する最先端の動向を反映し、開示への取り組みを開始した期間を主な対象とした更なる改訂を加えるものであり、その概要は下表のとおりです。

##### <TCFD ガイダンス 3.0 本編の構成>

項目	概要	旧版からの主な改訂
第1章 はじめに	✓ TCFD を巡る背景、ガイダンス作成及び改訂の趣旨、本ガイダンスの位置づけについて説明。	✓ TCFD を巡る状況のアップデートを実施。
第2章 TCFD 提言に沿った開示に向けた解説	✓ TCFD の4テーマ「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」に加え、「情報の開示媒体」「異	✓ 有価証券報告書への開示、戦略における移行計画、「指標と目標」における産業横断的指標等の最

<sup>38</sup> [https://tcf-consortium.jp/news\\_detail/22100501](https://tcf-consortium.jp/news_detail/22100501)

<sup>39</sup> [https://tcf-consortium.jp/news\\_detail/20073103](https://tcf-consortium.jp/news_detail/20073103)

## Client Alert - Financial Sector

	なるビジネスモデルを持つ企業の開示」「中堅・中小企業の対応」についてガイダンスを記載。	新動向を反映。
第3章 TCFD 開示を通じた企業価値の向上に向けて	✓ 「TCFD 開示と企業価値の向上」「開示に取り組むことの重要性」「ブラッシュアップ」等、全体の結語的な内容。	✓ 情報のアップデートを実施。
第4章 補論（新規）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最新動向として重要なもの、コラム的なものについて取りまとめた。</li> <li>✓ ①各種関連ガイダンス、②気候関連情報に関する日本の主な開示制度、③他のフレームワーク、スタンダード等におけるTCFD 対応、④IFRS サステナビリティ開示基準、⑤トランジションに関する議論の動向、⑥TCFD からの刊行物、の6つについて記載。</li> <li>✓ ①②③⑤は現在のコラムからの移行及びアップデート、④⑥は新規作成。</li> </ul>	

(TCFD コンソーシアム『「TCFD ガイダンス 3.0」(概要)』<sup>40</sup>から執筆者作成。)

これらの内容に加えて、業種別の開示推奨項目に関するガイダンスも別冊として公表されており、2022年3月期の有価証券報告書から適用される予定の開示府令等改正案<sup>41</sup>において、TCFD 提言と同じく「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」の4項目を有価証券報告書において開示することが求められる状況下において、新たにサステナビリティ開示への取り組みを開始した企業にとっての指針となり得る内容といえます<sup>42</sup>。

(以上、11. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊  
 ☎ 03-6266-8732  
 ✉ [suguru.miyata@mhm-global.com](mailto:suguru.miyata@mhm-global.com)  
 アソシエイト 平川 諒太郎  
 ☎ 03-5223-7712  
 ✉ [ryotaro.hirakawa@mhm-global.com](mailto:ryotaro.hirakawa@mhm-global.com)

<sup>40</sup> [https://tcf-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD\\_Guidance\\_3.0\\_summary\\_J.pdf](https://tcf-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_summary_J.pdf)

<sup>41</sup> 当該改正案については、上記「(1)サステナビリティ開示等に関する開示府令改正案の公表」及び当事務所のニュースレター (<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065513/20221114-015507.pdf>) をご参照ください。

<sup>42</sup> 但し、TCFD ガイダンス 3.0 は、当該改正案に先立って公表されたものであり、当該改正後の企業内容等開示府令に基づく開示への対応指針を直接的に示すものではないことに注意を要します。

## Client Alert - Financial Sector

## セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『第 84 回「コンプライアンス・役員セミナー」\(監査役等対象\)』](#)  
開催日時 2022 年 12 月 2 日 (金) 11:30~12:30  
講師 江平 享  
主催 一般社団法人全国地方銀行協会
  
- セミナー [『戦略的コーポレート・ファイナンスの法務と実務 -新株予約権・CBによる第三者割当型ファイナンス、臨報方式の海外募集、新型ライツ・オフリングをはじめ最新手法を徹底検証-』](#)  
視聴期間 2022 年 12 月 15 日 (木) 10:00~2023 年 2 月 14 日 (火) 17:00 配信  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー [『【第 3 の防衛線 \(内部監査部門\) 向け】「AML/CFT オーディター \(アンチマネロン・オーディター\)」』](#)  
開催日時 2022 年 12 月 21 日 (水) 12:00~17:00  
講師 小田 大輔  
主催 一般社団法人金融財政事情研究会
  
- セミナー [『第 5059 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「【速報】2023 年 3 月期から義務化 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示』](#)  
開催日時 2022 年 12 月 26 日 (月) 13:30~15:30  
講師 宮田 俊  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

## NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

## ➤ ジャカルタオフィス開設のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、2023 年 1 月を目途に、新たな提携先となる法律事務所 (ATD Law) との業務提携を開始することにより、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

インドネシアは、ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁する国家であり、日系企業を含む海外企業・投資家による関心が引き続き非常に高い国です。海外製造拠点としての重要性に加えて、近時は、金融・テクノロジー・医療・物流・運送サービス等を中心にイノベーションが起きている業務分野への投資等投資対象の関心も多様化しており、今後も巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれます。



## Client Alert - Financial Sector

これまでも、当事務所は、既存の各拠点から、インドネシアに関する様々な先駆的の案件に関与して参りましたが、今般、国境を越えた往来が復活し、インドネシアへの投資案件もさらに増加することが見込まれるこのタイミングで、インドネシア現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、ATD Law との業務提携により、ジャカルタオフィスを開設することを決定いたしました。

ATD Law は、Abadi Abi Tisnadisastra インドネシア法弁護士（Abi 弁護士）が代表を務めるインドネシアの現地法律事務所です。Abi 弁護士は、弁護士として 20 年以上の経験を有し、インドネシア現地のリーガルマーケットにおいても非常に高い評価を得ている弁護士であり、日系企業クライアントを含む国際的なクライアントの M&A／コーポレート／金融／通信／テクノロジー分野の案件について多くの実績を有しています。

ATD Law は、インドネシアの独立した法律事務所として本日より業務を開始しております。2023 年 1 月を目途に、ATD Law と弊事務所とは業務提携を開始し、ATD Law in association with MHM という形で、弊事務所ジャカルタオフィスとしての業務を開始することを予定しております。

また、ジャカルタオフィスには、コーポレート／M&A の各分野、特にインドネシア案件を多く取り扱ってきており、過去にインドネシア駐在経験もあるシンガポールオフィスパートナーの竹内 哲 弁護士が駐在することに加えて、日本法弁護士（アソシエイト）が駐在いたします。ジャカルタオフィスとして業務を開始するタイミングにて、これらの日本法弁護士も駐在することを予定しております。

ジャカルタオフィスの正式な開設日及び住所等の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

▶ **小川 貴大 弁護士が入所しました**

（以下、小川 貴大 弁護士からのご挨拶）

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました小川 貴大と申します。

2015 年に弁護士登録をして以来、国内法律事務所にて、事業再生／倒産案件をはじめ、訴訟／紛争解決案件、一般企業法務案件を扱い、研鑽を積んで参りました。森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活用するとともに、より専門性を深め、御依頼をいただく皆様のお役に立てるよう最善を尽くす所存です。

## Client Alert - Financial Sector

皆様におかれましては、御指導御鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

11月吉日

弁護士 小川 貴大

➤ **レ・ティ・ハイ・ドウオン 弁護士が入所しました**

(以下、レ・ティ・ハイ・ドウオン 弁護士からのご挨拶)

拝啓

私は、ベトナムにおいて約10年間にわたり弁護士業務を行ってまいりました。主に一般企業法務及びM&A案件を専門に扱ってまいりましたが、ベトナムにおける企業結合規制に関する案件にも数多く携わった経験がございます。森・濱田松本法律事務所の一員となれますことは大変嬉しく、皆様と一緒に仕事をさせていただけることを楽しみにしております。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2022年10月吉日

弁護士 レ・ティ・ハイ・ドウオン

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com